

野田市私立保育所等保育事業補助金
交付規則の一部を改正する規則をここ
に公布する。

令和8年3月27日

野田市長 鈴木 有

野田市規則第26号

野田市私立保育所等保育事業補助金交付規則の一部を改正する規則

野田市私立保育所等保育事業補助金交付規則（平成18年野田市規則第40号）の一部を次のように改正する。

別表病児保育事業（体調不良児対応型）の項中「4,500,000円」を「4,794,000円」に、「2,250,000円」を「2,397,000円」に改め、同表一時預かりの項対象経費の欄に次のように加える。

(3) 余裕活用型

主として幼稚園若しくは保育所等に通っていない、又は在籍していない児童を対象とする。

別表一時預かりの項中

「ア 300人未満 年額2,833,000円
イ 300人以上900人未満 年額3,105,000円
ウ 900人以上1,500人未満 年額3,321,000円
エ 1,500人以上2,100人未満 年額4,797,000円
オ 2,100人以上2,700人未満 年額6,273,000円
カ 2,700人以上3,300人未満 年額7,749,000円
キ 3,300人以上3,900人未満 年額9,225,000円
ク 3,900人以上 年額10,701,000円」

を

「ア 50人未満 年額1,473,000円
イ 50人以上100人未満 年額1,973,000円
ウ 100人以上200人未満 年額2,444,000円
エ 200人以上300人未満 年額2,945,000円
オ 300人以上900人未満 年額3,240,000円
カ 900人以上1,500人未満 年額3,470,000円
キ 1,500人以上2,100人未満 年額5,012,000円
ク 2,100人以上2,700人未満 年額6,554,000円

ケ 2,700人以上3,300人未満 年額8,096,000円

コ 3,300人以上3,900人未満 年額9,638,000円

サ 3,900人以上 年額11,180,000円 」

に改め、同項(2)のア(ア)(i)①及び②中「400円」を「440円」に改め、同項(2)のア(ア)(i)③中「800円」を「880円」に改め、同項(2)のウを次のように改める。

ウ 特別な支援を要する児童分（児童1人当たり日額）

① 平日分 4,000円

② 長期休業日 8,000円

③ 休日分（土曜日、日曜日及び国民の休日等の利用） 8,000円

次のいずれかの要件を満たすと市長が認める児童

(ア) 教育時間内において特別な支援を要するとして、既に多様な事業者の参入促進・能力活用事業（認定こども園特別支援教育・保育経費）又は都道府県等による補助事業等の対象となっている児童

(イ) 特別児童扶養手当受給証明書を所持する児童、身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者福祉手帳を所持する児童、医師、巡回支援専門員等障がいに関する専門的知見を有する者による意見等により障がいを有すると認められる児童その他の健康面・発達面において特別な支援を要すると市長が認める児童

別表一時預かり事業の項交付基準額の欄に次のように加える。

(3) 余裕活用型（児童1人当たり日額）

ア 基本分 2,600円

イ 特別支援児童（障がい児・多胎児）加算 3,900円

別表一時預かり事業の項及び地域子育て支援拠点事業の項補助金の額の欄中「限度額」を「限度」に改め、同項中「子育て親子の交流の場の提供及び交流の促進、相談及び援助、子育てに関する情報の提供及び講習等を行う事業」を「子ども・子育て支援法第59条第9号に掲げる事業（「地域子育て支援拠点事業の実施について」（令和6年3月30日こ成環第113号こども家庭庁成育局長通知）に定める地域子育て支援拠点事業）」に改め、同項交付基準額の欄を次のように改める。

次の(1)及び(2)の
規定により算定し
た額

(1) 基本分

1週間当たり
の開設日数によ
り区分される次
に定める額

ア 5日

1保育所等
当たり年額
9,023,
000円

イ 6日から7
日まで

1保育所等当
たり年額10,
084,000
円

(2) 地域支援加算

保育所等が「
地域子育て支援
拠点事業の実施
について」の別
紙の4の(2)の⑥
に規定するい
ずれかの取組を
実施した場合には、
1保育所等当た

り年額 1, 6 4
6, 0 0 0 円

別表保育士配置改善事業（保育所及び幼保連携型認定こども園の保育部分に限る。）の項中「184, 600円×16. 5月」を「210, 600円×16. 6月」に改め、同項補助金の額の欄中「限度額」を「限度」に改め、同欄に次のただし書を加える。

ただし、1歳児配置改善分については、上記合計額から国加算相当額を控除した額を限度とする。

別表保育士設置費補助事業（保育所等（幼稚園及び幼保連携型認定こども園）の教育部分を除く。）の項から教材費補助事業までの項を次のように改める。

<p>保育士設置費補助事業（保育所等（幼稚園及び幼保連携型認定こども園）の教育部分を除く。）</p>	<p>保育士定数を超えて保育士（障がい児等及び障がい等を有する疑いがあり、集団保育の実施に当たり配慮が必要であると市長が認める児童に対応するための保育士を除く。）を設置する事業に要する経費のうち市長が認めるもの（他の補助対象となる経費を除く。）</p>	<p>1 保育所等当たり 205, 000 円×保育士数×補助対象月数（ただし、保育士数は、定員60人までは1人、定員61人から89人までは2人、定員90人から119人までは3人、定員120人から149人までは4人、定員150人を超える場合は5人を限度とする。）</p>	<p>各事業区分ごとに保育所等が支出した対象経費の実支出額から寄附金その他の収入額を控除した額と交付基準額とを比較して少ない方の額の合計額を限度とする。</p>
<p>看護師設置費補助事業</p>	<p>産休明け保育等を実施するため、保育士定数とは別</p>	<p>1 保育所等当たり 190, 000 円×看護師数×</p>	

	に看護師を設置する事業に要する経費のうち市長が認めるもの（他の補助対象となる経費を除く。）	補助対象月数（ただし、看護師数は、1 保育所等当たり 1 人を上限とし、補助対象月数は、1 保育所等当たり 1 2 月を上限とする。）	
事務職員設置費補助事業	事務職員又は用務員を専任で設置する事業に要する経費のうち市長が認めるもの	1 保育所等当たり 1 5 0, 0 0 0 円×事務職員又は用務員数×補助対象月数（ただし、事務職員又は用務員数は、1 保育所等当たり 1 人を上限とし、補助対象月数は、1 保育所等当たり 1 2 月を上限とする。）	保育所等が支出した対象経費の実支出額から寄附金その他の収入額を控除した額と交付基準額とを比較して少ない方の額の合計額から国加算相当額を控除した額を限度とする。
傷害保険加入補助事業	傷害保険の加入に要する費用で、保護者の負担を軽減する事業に要する経費のうち市長が認めるもの	次に掲げる区分ごとに定めた額の合計額 (1) 日本スポーツ振興センター負担金 入所児童 1 人 当たり年額 1 4 5 円。ただし、	保育所等が支出した対象経費の実支出額から寄附金その他の収入額を控除した額と交付基準額とを比較して少ない方の額の合計額を限度とする。

		要保護世帯については年額 65 円 (2) 団体傷害保険負担金 入所児童 1 人当たり年額 500 円。ただし、児童の保護者が負担した額が年額 500 円未満のときはその額	
教材費補助事業	教材の購入に要する費用で、保護者の負担を軽減する事業に要する経費のうち市長が認めるもの（1号認定子どもに係るものを除く。）		入所児童 1 人当たり年額 500 円

別表の備考の 2 を削り、同表の備考の 3 を同表の備考の 2 とし、同表の備考の 4 を同表の備考の 3 とし、同表の備考の 5 を同表の備考の 4 とし、同表の備考の 6 中「内閣府告示」を「特定教育・保育、特別利用保育、特別利用教育、特定地域型保育、特別利用地域型保育、特定利用地域型保育及び特例保育に要する費用の額の算定に関する基準等（平成 27 年内閣府告示第 49 号）」に改め、同表の備考の 6 を同表の備考の 5 とする。

別表の付表 1 中

「

5,673,000円
6,704,000円

」を「

5,804,000円
6,835,000円

」に改

める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、令和7年度分の補助金から適用する。